

清帳簿を解散し、即日午後五時迄、十五日迄、
休業シ（休業中甲の公休トシテ）今日迄二十九名ノ
職工ヲ解雇シ、在職解雇シ、在職者等ヲ支給ス
ルハ、十日中、後七時

勤続 在職月数下日給二十日原、今九ヶ月以上日給三十日原
一年以上 〃 四十日原 〃 一年半以上 〃 六十日原
二年以上 〃 七十日原 〃 二年半以上 〃 九十日原
三年以上 〃 百十日原 〃 三年以上以上 〃 百十日原
之ニ対シ職工等、同日午後四時迄、田口忠徳、中
田惣吉、横不信（外十二名（田口忠徳、中
表委員トシテ）社長、主役ニ會見、友記要
求ヲ提出セリ
一 解雇職工ニ対シテ八日給百八十日原ヲ支

給スルコト
但シ勤続年限ニ対スル慰勞勞トシテ隨意ニ
ヨリ多或少ヲ支給スルコト

二 再び職工雇入ノ場合、従来雇ヒタル職
工ヲ雇入レ外来ヲ禁ムルコト
三 會社ハ團結權ヲ認メ、此ノ問題ニ対シテハ
最後迄會社対組合ノ交渉トスルコト
會社ハ第二第三ニ承認スルニテ第一ニ容シ
難シ、明日ヨリ食糧ヲ解放スルヲ以テ
十五日迄之ヲ解決セリト答ハセリ
十三日、中村專初、佐藤常務、雨重役ノ
職工側代表者ト會見シ、最底日給二十
日原トアルヲ三十日原ニ変更支給スベキ旨